

新旧対照表（千葉市環境影響評価条例施行規則）

改 正 前			改 正 後			備考
目次（略）			目次（略）			
第1条～第102条（略）			第1条～第102条（略）			
附則（略）			附則（略）			
別表第1（第2条関係）			別表第1（第2条関係）			
事業の種類	事業の要件	事業の規模	事業の種類	事業の要件	事業の規模	
1 ～ 2 （略）	（略）	（略）	1 ～ 2 （略）	（略）	（略）	
3 発電用 電気工作物の設置 又は変更	（1）火力発電所（地熱を利用するものを除く。以下同じ。）の設置の工事の事業	出力が112,500キロワット以上であるもの	3 発電用 電気工作物の設置 又は変更	（1）火力発電所（地熱を利用するものを除く。以下同じ。）の設置の工事の事業	出力が112,500キロワット以上であるもの	
	（2）火力発電所の変更の工事の事業	出力が112,500キロワット以上である発電設備の新設を伴うもの		（2）火力発電所の変更の工事の事業	出力が112,500キロワット以上である発電設備の新設を伴うもの	
	（3）風力発電所の設置の工事の事業	出力が7,500キロワット以上であるもの		（3）風力発電所の設置の工事の事業	出力が7,500キロワット以上であるもの	
	（4）風力発電所の変更の工事の事業	出力が7,500キロワット以上である発電設備の新設を伴うもの		（4）風力発電所の変更の工事の事業	出力が7,500キロワット以上である発電設備の新設を伴うもの	

新旧対照表（千葉市環境影響評価条例施行規則）

改 正 前			改 正 後			備考
				<u>（５）太陽電池発電所の設置の工事の事業</u>	<u>太陽電池発電所の用に供される区域（調整池、道路等を含む）の面積（以下「太陽電池発電所等区域面積」という。）が 10ha 以上であるもの。</u>	対象事業に太陽電池発電所の設置の工事の事業等を追加
				<u>（６）太陽電池発電所の変更の工事の事業</u>	<u>太陽電池発電所等区域面積が 10ha 以上である発電設備の新設を伴うもの。</u>	
4 ～ 1 8 (略)	(略)	(略)	4 ～ 1 8 (略)	(略)	(略)	
別表第 2（略）			別表第 2（略）			

新旧対照表（千葉市環境影響評価条例施行規則）

改 正 前			改 正 後			備考
別表第３（第４３条関係）			別表第３（第４３条関係）			太陽光発電事業における対象事業要件の指標は「面積」とするため、「出力」に係る軽微な修正の要件は適用しない。
対象事業の 区分	事業の諸元	手続を経ることを要しない修正の要件	対象事業の 区分	事業の諸元	手続を経ることを要しない修正の要件	
１～４ (略)	(略)	(略)	１～４ (略)	(略)	(略)	太陽光発電事業の軽微な修正の要件として新たに設定
５ 発電用 電気工作 物の設置 又は変更	発電所又は発電設備の出力	発電所又は発電設備の出力が１０パーセント以上増加しないこと。	５ 発電用 電気工作 物の設置 又は変更	発電所又は発電設備の出力（ <u>別表第１の３の項の中欄の（１）から（４）に掲げる事業の要件に該当する対象事業に限る。</u> ）	発電所又は発電設備の出力が１０パーセント以上増加しないこと。	
				<u>太陽電池発電所等区域面積の位置</u>	<u>新たに区域となる部分の面積が修正前の区域の面積の１０パーセント未満であり、かつ、１０ヘクタール未満であること。</u>	
	対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から３０メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。		対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から３０メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。	
	原動力についての汽力、ガスタービン、内燃力又はこれらを組			原動力についての汽力、ガスタービン、内燃力又はこれらを組		

新旧対照表（千葉市環境影響評価条例施行規則）

改 正 前			改 正 後			備考
	み合わせたもの の別			み合わせたもの の別		
	燃料の種類			燃料の種類		
	冷却方式について の冷却塔、冷却池又はその他のものの別			冷却方式について の冷却塔、冷却池又はその他のものの別		
6 ～ 2 0 (略)	(略)	(略)	6 ～ 2 0 (略)	(略)	(略)	
別表第 4 （第 5 9 条関係）			別表第 4 （第 5 9 条関係）			
対象事業の 区分	事業の諸元	手続を経ることを要しない変更の要件	対象事業の 区分	事業の諸元	手続を経ることを要しない変更の要件	太陽光発電事業における対象事業要件の指標は「面積」とするため、「出力」に係る軽微な変更の要件は適用しない。
1 ～ 4 (略)	(略)	(略)	1 ～ 4 (略)	(略)	(略)	
5 発 電 用 電 気 工 作 物 の 設 置 又は変更	発電所又は発電設備の出力	発電所又は発電設備の出力が 1 0 パーセント以上増加しないこと。	5 発 電 用 電 気 工 作 物 の 設 置 又は変更	発電所又は発電設備の出力 <u>（別表第 1 の 3 の項の中欄の（１）から（４）に掲げる事業の要件に該当する対象事業に限る。）</u>	発電所又は発電設備の出力が 1 0 パーセント以上増加しないこと。	

新旧対照表（千葉市環境影響評価条例施行規則）

改 正 前			改 正 後			備考
			<u>太陽電池発電所等区域面積の位置</u>	新たに区域となる部分の面積が変更前の区域の面積の１０パーセント未満であり、かつ、１０ヘクタール未満であること。		太陽光発電事業の軽微な変更の要件として新たに設定
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から３００メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から３００メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。		
	原動力についての汽力、ガスタービン、内燃力又はこれらを組み合わせたものの別		原動力についての汽力、ガスタービン、内燃力又はこれらを組み合わせたものの別			
	燃料の種類		燃料の種類			
	冷却方式についての冷却塔、冷却池又はその他のものの別		冷却方式についての冷却塔、冷却池又はその他のものの別			
	年間燃料使用量	年間燃料使用量が１０パーセント以上増加しないこと。	年間燃料使用量	年間燃料使用量が１０パーセント以上増加しないこと。		
	ばい煙の時間排出量	ばい煙の時間排出量が１０パーセント以上増加しないこと。	ばい煙の時間排出量	ばい煙の時間排出量が１０パーセント以上増加しないこと。		
	煙突の高さ	煙突の高さが１０パーセント以上減少しないこと。	煙突の高さ	煙突の高さが１０パーセント以上減少しないこと。		

新旧対照表（千葉市環境影響評価条例施行規則）

改 正 前			改 正 後			備考
	温排水の排出先の水面又は水中の別			温排水の排出先の水面又は水中の別		
	放水口の位置	放水口が１００メートル以上移動しないこと。		放水口の位置	放水口が１００メートル以上移動しないこと。	
6 ～ 2 0 (略)	(略)	(略)	6 ～ 2 0 (略)	(略)	(略)	
様式第１号～様式第２６号（略）			様式第１号～様式第２６号（略）			

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- この規則は、令和 年 月 日から施行する。